

体育施設での高校生だけの使用許可について

標記について、10年ほど前に市民体育館で高校生だけの使用の際に、事故があったらどうするのかと心配の声が当時の体育施設管理人からあり担当者が事故対応できるよう高校生以下の使用について保護責任者の同伴を求めた経緯がありました。

これまで心配したような事故の発生はありませんでした。また、近隣市の状況についても聞き取り調査を行いました。保護責任者同伴を求めているケースはありませんでした。

これらを踏まえて今後市内の有人体育施設(市民体育館、北部運動広場、北部体育館、臥竜公園庭球場)については、高校生のみでも使用できるよう運用を改めますので、ご承知ください。なお、中学生以下の使用については、引き続き保護責任者の同伴を必須としますので、よろしく願いいたします。

須坂市社会共創部文化スポーツ課スポーツ振興係  
峯村清一（課長） 関野勝仁（担当者）

[Tel:026-248-2020](tel:026-248-2020)（係専用）

Fax:026-248-1981

Mail:[bunkasports@city.suzaka.nagano.jp](mailto:bunkasports@city.suzaka.nagano.jp)